

# 令和8年度南陽市職員農業活動制度『のうかつ!』

## 1 目的

本市の農業は、水稲や果樹、畜産、野菜栽培等を組み合わせた複合経営が中心であり、第2種兼業農家が大半を占めています。また、65歳以上の就業者が地域農業を支えているなかで、収穫期など時期的に集中して多くの人手が必要となるため、労働力の確保が喫緊の課題となっています。

これまで、市では、社会貢献や地域課題への一助となるよう、公務員が知識経験を生かしながら、または、新たな知識を得ながら、地域の一員として地域活動に励み、住民との協働により地域づくりを行う「地域に飛び出す公務員の活動」を推進してきました。

市は、農業に不足する労働力を確保するとともに、市職員の農業に対する理解を深め、多様なスキルアップを図るため、公務員の副業制度を活用した南陽市職員農業活動制度『のうかつ!』を今年度も実施します。

## 2 実施期間

令和8年5月1日から令和8年12月31日まで

## 3 副業制度の内容

### (1) 活動内容

市内の農家(米、果樹、野菜等)における農作業等

### (2) 副業の条件

- ・公序良俗に反せず、公務員としてのモラルを遵守すること
- ・公務に支障を来さないよう自己の就業時間及び健康状態の管理に努めること

## 4 具体的な手続き方法

市職員が『のうかつ!』を活用して農作業等に従事する場合は、以下により手続きを行います。

- (1) 「営利企業等従事許可申請書」を、所属長を経由して総務課に提出する
- (2) 総務課において申請内容を審査し、副業を許可する
- (3) 1日農業バイトアプリ「daywork」等を活用して、働き先の市内農家を探す
- (4) 実際に作業に従事する
- (5) 従事期間後に、実績報告書を総務課に提出する